入

閲覧用設計図書

				執行課所	別府土木事務所		
予算区分	単県　一般	決裁区分		分類		保存	年
災害年度		決裁月日	令和　年　月　日	送付月日		令和　年　月　日	
業務名	令和８年度　道維環単別委　第　８　－１０号 大分空港道路交通管理委託						
業務場所	国道２１３号 杵築市大字南杵築						

［　閲覧上の注意事項　］

この設計図書（電子データを含む）は、当該工事（委託業務）に係る入札価格の見積り積算のため閲覧に供されているものです。

閲覧者は下記のことに留意し、取り扱いには十分注意してください。

１　設計図書は、発注機関から入手した閲覧者のみが利用できます。
閲覧者から第三者への提供は行わないでください。

２　見積り積算以外の目的で利用した場合、その内容について発注機関は一切の責任を負いません。

３　疑義等がある場合は、発注機関へ問い合わせてください。

（　執行課所：　年号：　年度：　事業目：　工事番号：　枝番：　節　）　KWA010

（　０１７００３　５　０８　０９２３９　００８０　１０　１３　）

（ 全 体 ）

予算科目	款	項	目	節
	土木費	道路橋梁費	道路維持費	委託料
現予算	予算額	支出負担行為済額	予算残額	査定額・一部割当額

	工事費	工事雑費	請負額
当初			
前回変更			
今回変更			
差引増減額			

工期	令和 9年11月30日 限り	変更工期	年 月 日 限り

契約の方法	要件設定型一般競争入札	地方自治法 第２３４条 第１項
入札保証金	契約希望金額5/100以上	但し、大分県契約事務規則第２０条第３項に該当する場合は免除
前払金		
中間前払金		
部分払金		
落札者がない場合	随意契約	地方自治法施行令１６７条の２第１項第８号

特記事項

	工種名称	当初設計 数量	当初設計 単位	変更設計 数量	変更設計 単位
工事概要	日出バイパス・大分空港道路				
	空港道路巡回	３６５	日		

委託種別	道路等維持補修業務委託	台帳補正	

（ 執行課所： 年号： 年度： 事業目： 工事番号： 枝番： 節 ）

（０１７００３ ５ ０８ ０９２３９００００８０ １０ １３ ） KWA020

道維環単別委　第　　８　　－１０号

予算科目	款	項	目	節
	土木費	道路橋梁費	道路維持費	委託料
現予算	予算額	支出負担行為済額	予算残額	査定額・一部割当額

	工事費	工事雑費	請負額
当初			
前回変更			
今回変更			
差引増減額			

工期	限り	変更工期	限り

契約の方法		
入札保証金		
前払金		
中間前払金		
部分払金		
落札者がない場合	随意契約	

特記事項

	工種名称	当初設計 数量	当初設計 単位	変更設計 数量	変更設計 単位
工事概要					

委託種別	道路等維持補修業務委託	台帳補正	

（　執行課所：　　年号：　年度：　事業目：　工事番号：　枝番：　節　）

（０１７００３　５　　０８　０９２３９００００８０　１０　１３）　KWA020

道維環単別委　第　　９　　－６０号

予算科目	款	項	目	節
	土木費	道路橋梁費	道路維持費	委託料
現予算	予算額	支出負担行為済額	予算残額	査定額・一部割当額

	工事費	工事雑費	請負額
当初			
前回変更			
今回変更			
差引増減額			

工期	限り	変更工期	限り

契約の方法		
入札保証金		
前払金		
中間前払金		
部分払金		
落札者がない場合	随意契約	

特記事項

	工種名称	当初設計 数量	当初設計 単位	変更設計 数量	変更設計 単位
工事概要					

委託種別	道路等維持補修業務委託	台帳補正	

（　執行課所：　　年号：　年度：　事業目：　工事番号：　枝番：　節　）

（０１７００３　５　　０９　０９２３９００００９０　６０　１３）　KWA020

大分空港道路交通管理委託の入札に参加される皆様へ

お　知　ら　せ

大分空港道路交通管理委託の契約は『長期継続契約』となります。

『長期継続契約』は、「各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年度にわたる契約を締結する」という法律上の制約があります。

したがって.この『長期継続契約』は債務負担行為のように翌年度の支出を義務化するものではなく、翌年度に予算の削減又は減額があった場合には.県は契約を解除することがありますので、ご承知おきください。

別 府 土 木 事 務 所

大分空港道路交通管理業務委託

特記仕様書

（適用範囲）

第１条　本特記仕様書は、大分県別府土木事務所が発注する大分空港道路交通管理業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

（関係法令の遵守）

第２条　本業務において受注者は、関係諸法を遵守し、本業務を適正かつ円滑に遂行しなければならない。

（仕様書）

第３条　本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、下記要領及び大分県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づき、または準じて実施しなければならない。

・大分空港道路交通管理実施要領
・大分空港道路事故防止対策情報連絡活動等要領

（委託区間）

第４条　本業務の委託区間は次のとおりとする。

（１）一般国道２１３号の日出バイパス
本線延長Ｌ＝ 2.760Ｋｍ　インター延長Ｌ＝0.500Ｋｍ
速見郡日出町大字藤原から速見郡日出町大字藤原
※日出 IC⇔藤原 JCT

（２）一般国道２１３号及び一般県道糸原杵築線の大分空港道路
本線延長Ｌ＝20.351Ｋｍ　インター延長Ｌ＝4.428Ｋｍ
速見郡日出町大字大神から国東市安岐町塩屋
※会下交差点⇔塩屋交差点（会下詰所及び塩屋詰所含）

（３）管理事務所
杵築市大字南杵築

（４）相原 PA（トイレ等含）
杵築市大字相原

（委託期間）

第５条　令和８年１２月１日０時から令和９年１１月３０日２４時までとする。

（作業体制）

第６条　受注者は作業現場の安全管理を徹底し、安全施設等を十分に配置する

などして労働災害事故防止に努めなければならない。

２　本業務は現道上の作業が主となるため、車両の誘導等、交通安全対策に十分留意して実施しなければならない。

（業務代理人）

第７条　業務代理人については、本業務の委託区間全体の道路状況が把握できる管理経験豊富な者とすること。

２　業務代理人の休日や夜間等の不在時は、緊急事態に対する連絡を確実にするため、副任を定め、体制の強化に努めること。

（実施計画）

第８条　受注者は本業務の契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（緊急対応）

第９条　受注者は実施計画書に必ず業務体制及び緊急時連絡体制を記載するものとし、本業務委託区間内における緊急作業が必要な事案に対して、速やかに対応できる体制を整えておくものとする。

２　監督員より指示された案件に対しては、定められた期日までに必ず完了させること。

（業務内容の変更等）

第１０条　本業務内容について、現地条件の変化等により必要と認められる場合は、監督員の指示により業務内容を変更または一部中止できるものとする。

（指示）

第１１条　受注者に対する指示または通知について、通行規制及び異常気象時等緊急事態の場合は、監督員以外の別府土木事務所職員を通じて行うことができるものとする。この場合は監督員から直接指示または通知があったものと同等として取り扱う。

（施設物件の貸与）

第１２条　本業務で必要な施設、設備、車輌その他の備品（以下「施設物件」という。）について受注者に貸与するものとし、施設物件の管理は、受注者の責任において管理しなければならない。

２　路面補修及び雪氷対策に必要な資材（常温合材、塩化カルシウム等）については支給するものとする。

３　施設物件の使用目的は、大分空港道路交通管理実施要領に基づく業務を遂行するため使用する。

なお、パトロール車を使用する際は、緊急車両証明書を常に携行す

るものとする。

４　車輌の管理に伴う費用（任意の自動車保険を除く）は受注者の責に帰するもの以外全て発注者が負担する。

５　車輌運転中の事故に伴う第三者への損害及び運転者本人等が被った損害は、全て受注者の負担とする。

６　管理事務所及びその敷地内の清掃、草刈りについては、受注者において実施するものとする。

７　各報告等に要する用紙、印刷、その他本業務に関する一般的な事務処理に係る費用は受注者の負担とする。

８　貸与期間は、大分空港道路交通管理業務委託の契約期間とする。

９　貸与する施設物件は、別紙「施設、設備、車両及びその他の備品一覧表」のとおりとする。

１０　緊急時等に各関係機関との情報連絡に使用するFAX専用機は､受注者にて用意するものとする。

１１　貸与する施設物件の電話回線の内､以下の２回線について､使用料金は受注者の負担とする。

０９７８－６３－３４５３

０９７８－６３－３９５１

１２　本業務以外で発生した廃棄物については､受注者において処理を行うこと。

（暴力団等の契約からの排除）

第１３条　受注者は、次の（１）から（７）のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、契約書の別紙第２０条第十号に規定する契約解除要件に該当するため注意すること。

また、落札者が次の（１）から（５）のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約を締結しない。

（１）役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人で有る場合にはその役員又はその支店若しくは建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便

宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）この契約に関し、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）この契約に関し、受注者が、（１）から（５）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　下請契約等の相手方に対しても、前項の主旨について周知すること。

（その他）

第１４条　仕様書及び実施要領に定めのない事項については、別途、監督員と協議して定めるものとする。

（保険への加入）

第１５条　受注者は、道路パトロール員を労働者災害補償保険に加入させなければならない。

２　受注者は、次の内容以上の道路パトロール車の任意保険に加入しなければならない。

保険の種類	保険金額	備考
対人賠償	100,000 千円	
対物賠償	2,000 千円	（免責額 0 円）
搭乗者傷害	5,000 千円	

３　受注者は、前項に規定する保険契約を締結したときは、その証書等の写しを発注者に提出しなければならない。

第１６条　本業務は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項(賃金スライド条項)を適用する業務である。

（賃金スライド運用マニュアル公表場所）

https://www.pref.oita.jp/soshiki/20010/itaku-chingin.html

（賃金スライド関係様式公表場所）

https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/dobokuitaku-chingin.html）

別紙

施設、設備、車両及びその他の備品一覧表

（大分空港道路）

施設及び備品名	数　量	摘　要	施設及び備品名	数　量	摘　要
管理事務所建物	1　棟		食堂テーブル	1　台	
車庫・倉庫	1　棟		芝　刈　機	1　台	
電気設備室	1　棟		自走芝刈機	1　台	
会下詰所	1　棟	トイレ設備含む	草　刈　機	1　台	肩掛け式
塩屋詰所	1　棟	トイレ設備含む	ミニクルライト	12　個	
安岐倉庫	1　棟	道路下	台　車	1　台	
安岐倉庫	1　棟	プレハブ	書　棚	3　台	4段式
トイレ設備	2　棟	杵築IC、相原PA	応接セット(2人用)	1　式	所長室用
パトロール車1号	1　台	大分830さ9436	整　理　棚	1　個	
パトロール車2号	1　台	大分830さ8899	金　庫	1　台	
遠隔制御装置等	1　式		凍結防止剤散布機	1　式	4tダンプ備付
電話回線	11　回線	下表「回線内訳」を参照	応接セット(4人用)	1　式	
複合盤	1　式		行　事　板	1　枚	白板
雨　量　計	1　式	記録計式	黒　板	1　枚	
風　速　計	1　式	デジタル式	枝　ば　さ　み	2　本	
業務用電話	1　台	高速隊・NEXCO直通	消　火　器	13　台	
非常時優先電話	1　台	事務所内各部屋設置	梯　子	1　本	スチール(7m)
卓上電話	7　台		脚　立	2　脚	スチール
両　袖　机	5　台		チェンソー	1　台	
片　袖　机	12　台		掃除用具	1　式	
回転椅子	14　脚		衝　立	2　台	
ロッカー	12　個	3連×4	拡　声　器	2　台	大1、小1
キャビネット(大)	14　個	88×38×179	図　面　庫	1　個	地図入れ
キャビネット(大)	1　個	152×42×88	書　棚	6　個	連結式
キャビネット(小)	4　個	88×40×88	塩カリ用ポリタンク	1　個	
キャビネット(大)硝子付	1　個	152×42×88	イナバ物置	1　台	
キャビネット(小)硝子付	2　個	88×40×88	冷　凍　庫	1　台	
ﾌｧｲﾘﾝｸﾞｷｬﾋﾞﾈｯﾄ	7　個	3段式	冷暖房機	7　基	
会議用机	4　台	90×150	通行止め情報台	4　台	台車付き
会議用机	13　台	45×180	木製書棚	1　台	
折りたたみ椅子	5　脚	所長室用			
会議用椅子	30　脚	パイプ式			
引き違い書庫	2　個	カウンター式			
時　計	5　個	固定			
靴　箱	1　個	固定			
湯沸かし器	1　個				
流　し　台	1　個				
ガスレンジ	1　台				

回線内訳表

電話番号	設置箇所	備考	電話番号	設置箇所	備考
0978-63-3453	管理事務所	代表	0978-63-1845	管理事務所	110番着信用
0978-63-3951	管理事務所	災害有線電話(FAX)	0978-72-3354	国東消防署	直通(災害用)
0978-62-4973	管理事務所	非常電話(交換機)	専用線	日出IC入口	情報板
0977-72-7657	日出消防署	直通(災害用)	専用線	日出IC入口	情報板
0978-62-4974	管理事務所	非常電話(交換機)	専用線	高速隊	可変速度標識
0978-62-4975	管理事務所	非常電話(交換機)			

大分空港道路交通管理業務実施要領

（目的）

第１条　この要領は、大分県が管理する一般国道２１３号日出バイパス及び一般国道２１３号と一般県道糸原杵築線の大分空港道路（以下「大分空港道路」という。）において、道路の状況を常に正確に把握し、安全かつ円滑な交通を確保するため、交通管理業務について必要な事項を定め、道路の機能を良好に維持することを目的とする。

（交通管理体制）

第２条　大分空港道路交通管理業務受注者（以下「受注者」という。）は、次のとおり交通管理体制の確立を図るものとする。

（１）交通管理は、２４時間体制とし、大分空港道路交通管理業務委託契約の期間を通して実施する。

（２）交通管理の構成員について、パトロールは常時２名でパトロール車等により実施し、パトロール中も管理事務所において連絡体制が常に確保できるものとする。

（パトロール員証等）

第３条　大分空港道路交通管理業務に従事する職員は、受注者が命令した職員が当たるものとし、別府土木事務所長が発行するパトロール員証を携行するものとする。

２　パトロール員証の有効期間は、大分空港道路交通管理業務委託契約の期間とする。

（パトロールの実施）

第４条　受注者は、次の基準によりパトロールを実施し、適切に道路施設等の異常発見に努めるものとする。

（１）パトロールは、毎日全線を５回以上実施するものとする。

時間帯は下記のとおりとする。

1 回目：4:00～6:00　2 回目：8:00～10:00　3 回目：12:30～14:30

4 回目：17:00～19:00　5 回目：21:30～23:30

なお、上記については、監督員との協議により、変更が可能とする。

（２）パトロールは、原則としてパトロール車から視認できる範囲で道路及びその周辺の点検、交通の状況等の把握を行う。ただし、植樹帯等があり、パトロール車からの視認が困難な区間は必要に応じて歩行でパトロールを行う。

（３）落石、土石崩壊、路肩軟弱その他構造物に危険が予想される箇所については、危険の度合いにより、随時パトロールを行うものとする。

（４）緊急体制時及び異常気象の場合は、必要に応じて警戒パトロールを行うものとする。

（職務）

第５条　大分空港道路交通管理業務に従事する職員の職務は、次に掲げる事項とし、迅速で的確な情報収集に努めるとともに、応急簡易な措置を行う。

（１）一般の通行を阻害し又は住民に危害を与える恐れのある、管理上支障のある道路及びその周辺の異常の発見・応急措置

※側溝清掃、竹木の処理、草刈り、落下物処理、動物の死骸処理など

（２）路面、路側、橋梁、トンネル、交通安全施設その他の道路構造物の損傷・欠陥状況の把握及びその誘因となる原因の発見

※ポットホールの補修、樹脂ブロック損傷、ポストコーン損傷など

（３）道路工事（道路法第 24 条及び第 32 条等に係る工事を含む。）における交通処理及び保安施設の設置状況の確認

（４）道路の不法占用、不正使用、不法投棄等の発見及び情報提供

（５）交通状況等の把握

（６）災害、事故等不測の事態が発生した場合における緊急措置、及び道路の通行規制に係る処置

（７）応急措置の業務内容は、おおむね次に掲げるものとする。

表－１　業務内容

業　　務	内　　容
路　面　補　修	常温合材によるポットホールなどの補修を行う
崩土・落石の除去	小規模な崩土・落石の除去を行う
路上落下物の除去	交通の支障となる落下物の除去を行う
路　面　清　掃	放置すれば交通の支障となる落ち葉、泥等の除去を行う
側　溝　清　掃	側溝・ﾋｭｰﾑ管の詰まりによる水の溢れを措置する
路 側 草 刈 り	交差点等で局部的に視距の妨げになる箇所の草刈りを行う
交通安全施設の点検	標識類の方向修正、清掃を行う
保安施設の設置	ロープ・バリケード等で可能な範囲の措置を行う
動物の死骸処理	犬猫等動物の死骸除去を行う
公衆便所清掃	杵築ＩＣ（２回／週）、相原ＰＡ（３回／週）、会下及び塩屋詰所（１回／週）の公衆便所清掃を行う
雪　氷　対　策	局部的な凍結防止剤散布を行う 別途業務で実施する凍結防止剤散布の業務援助(散布車の前後をパトロール車で走行し、通行車輌に注意を促す等）を行う
異常気象対応	大分空港道路事故防止対策情報連絡活動要領に基づき、緊急体制に入るとともに、別府土木事務所水防班との連絡調整を行う
道路通行規制	大分空港道路事故防止対策情報連絡活動要領に基づく、道路情報板、道路情報表示装置の操作等を行う
電気設備の立会	電気設備の点検、修理等に係る立会を行う
そ　の　他	上記以外の応急簡易な業務

（緊急措置）

第６条　パトロール中において道路の欠陥災害事故等を発見したときは、速やかに監督員に連絡し、その指示を受けるとともに、その程度に応じて危険を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第７条　受注者は、月ごとに道路パトロール日誌（様式第１、様式第２、公衆便所清掃報告書）を、翌月１０日までに別府土木事務所長へ提出しなければならない。

　ただし、次に掲げる場合は、電話でその概況を監督員に速やかに連絡するとともに、様式第３により別府土木事務所長にその詳細を報告しなければならない。

（１）災害が発生したとき。

（２）事故が発生したとき。

（３）道路の損傷、欠陥等で重大なものを発見したとき。

（４）監督員の指示を受け、道路の通行を制限又は禁止したとき。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別府土木事務所長が定めるものとする。

様式第１

道路パトロール日誌（毎日）

路線名 大分空港道路

令和　年　月　日	日・月・火・水・木・金・土 曜日	天候　晴・曇・雨・雪・その他（　）
パトロール時間及びパトロール者氏名	第１回　時　分 ～　時　分　氏名	
	第２回　時　分 ～　時　分　氏名	
	第３回　時　分 ～　時　分　氏名	
	第４回　時　分 ～　時　分　氏名	
	第５回　時　分 ～　時　分　氏名	
	以降	

実施事項	第１回目	第２回目	第３回目	第４回目	第5回目以降	区　間	状況(破損・故障等)	措　置
１　路面の状況（舗装路肩、法面、区間線等）						全区間 付近から 付近まで	正常・異常あり （　）	無・有 （　）
２ 法面構造物の状況（用壁、石垣等）						全区間 付近から 付近まで	正常・異常あり （　）	無・有 （　）
３ 保安設備の状況（防護柵、防護網、視線誘導表等						全区間 付近から 付近まで	正常・異常あり （　）	無・有 （　）
４ 標識､照明灯の状況						全区間 付近から 付近まで	正常・異常あり （　）	無・有 （　）
５ 緑地､施設の状況						全区間 付近から 付近まで	正常・異常あり （　）	無・有 （　）
６ 橋梁､トンネルの状況						全区間 付近から 付近まで	正常・異常あり （　）	無・有 （　）
７　排水の状況						全区間 付近から 付近まで	正常・異常あり （　）	無・有 （　）
８ 道路工事の状況						全区間 付近から 付近まで	正常・異常あり （　）	無・有 （　）
９ 道路占用等使用の状況						全区間 付近から 付近まで	正常・異常あり （　）	無・有 （　）
10 その他						全区間 付近から 付近まで	正常・異常あり （　）	無・有 （　）
備　考								

様式第２

道路パトロール日誌（月１回）

路線名 大分空港道路

令和　年　月　日	日・月・火・水・木・金・土 曜日	天候　晴・曇・雨・雪・その他(　　)
パトロール時間	時　分から 時　分まで	パトロール者名

実施項目	状況	実施項目	状況
1 法面・擁壁		19 (自家発電)試運転	
2 法枠工		20 (自家発電)潤滑油・冷却水	
3 法面排水		21 (自家発電)燃料タンク･油面	
4 橋梁上部		22 (遠隔監視制御卓) 制御と板表示	
5 橋梁下部		23 (遠隔監視制御卓) ランプチェック・反転試験	
6 トンネル覆工		24 (遠隔監視制御卓) 記録計盤と監視表示	
7 照明灯		25 (遠隔監視制御卓) 交通量	
8 (押ボタン・電話・消化器・消火栓) 標識灯・応答ランプ		26 (遠隔監視制御卓) ＶＩ値	
9 (押ボタン・電話・消化器・消火栓) 機具の破損		27 (遠隔監視制御卓) Ｃｏ値	
10 (押ボタン・電話・消化器・消火栓) 数量		28 (遠隔監視制御卓) 風向・風速	
11 (押ボタン・電話・消化器・消火栓) 容器		29 (遠隔監視制御卓) 時刻	
12 消化器の封印切れ		30 (記録計盤) 時間交通量の集計と実際との対比	
13 電話の通話の良否		31 印字・打点紙の交換	
14 貯水槽水位		32 インク・リボン交換	
15 貯水受信盤との対比		33 (受電盤) ランプ及びヒューズ切れチェック	
16 (低圧配電盤)ランプチェック		34 (受電盤) 遮断器の油漏れ・噴油の異常	
17 インバーター (直流電源盤)液面・電圧		35 (受電盤) 蓄電池・電圧	
18 (直流電源板)均等充電		36 (自家発電機) 始動異常の有無	

	実施項目	状況	(特記事項)	
37	(自家発電機) 燃料・潤滑油・冷却水			
38	(照明制御盤) タイマーの時刻調整			
39	(照明制御盤) 指示どおりの点灯			
40	(照明制御盤) トリップの有無	有　無		
41	(照明制御盤) ランプテスト・ヒューズ切れ			
42	(換気自動制御盤) 火災試験・導通試験			
43	(換気自動制御盤) ファン運転時間の記録			
44	(換気自動制御盤) ランプテスト・ヒューズ切れ			
45	(防災受信盤) 火災試験・導通試験			
46	(防災受信盤) ランプテスト・ヒューズ切れ			
47	その他			

様式第３
大分県道路課様式

第		報

道 路 災 害 状 況 報 告 書

（大分空港道路管理事務所）
受注者：

路線番号		路線名	大分空港道路	場所	

災害発生日時	令和	年	月	日	時	分頃	情報入手先	

災害種別
１＝自然法面崩壊，２＝切土法面崩壊，３＝盛土法面崩壊，４＝構造物崩壊，５＝路面陥没
６＝落石，７＝土石流，８＝冠水，９＝構造物洗掘，10＝橋梁破損，11＝倒木，12＝電柱倒壊
13＝越波，14＝道路崩壊，15＝路肩崩壊（歩道含む），16＝その他

災害規模	

人的被害	有　無	詳細内容	
物損被害	有　無	詳細内容	
孤立集落	有　無	詳細内容	
関係機関への連絡状況			
備考			

規制開始日時	令和	年	月	日	時	分	規制内容（延長）	
規制変更1回目	令和	年	月	日	時	分	変更内容	
規制変更2回目	令和	年	月	日	時	分	変更内容	
規制変更3回目	令和	年	月	日	時	分	変更内容	
規制解除見込	令和	年	月	日	時	分頃	現場対応内容	
規制解除	令和	年	月	日	時	分		

迂回路	有　無	迂回路名	

規制システム入力	入力不要	未入力	規制開始入力済	変更１回目入力済	変更２回目入力済	変更３回目入力済	規制解除入力済

規制種別コード
１＝全面通行止，２＝片側交互通行，３＝片側通行止，４＝車線規制，５＝規制無し（解除）

情報確認欄（電話確認の際に、確認時刻・相手方の所属・氏名等を双方各々記入すること）

情報受信者
令和　　年　　月　　日　　時　　分（所属）　　（職名）　　（氏名）

情報発信者（課・係・職・氏名記入）

※初期情報（速報）についての注意事項

通行規制を伴う災害や事故・比較的大規模な災害に関する情報については、
別途緊急連絡体制により、夜間・休日を問わず迅速な処理をお願いします。
速報内容（路線名・場所・日時・第三者被害・迂回路の有無・孤立集落の有無）

報告物チェックリスト			
①位置図		④断面図	
②様式２		⑤現場写真	
③迂回路図		⑥平面図	

※※※注意事項※※※

１．本様式は原則１箇所１枚で処理し、右肩に連番を付し【通行規制解除】及び【報告物の処理】が終了するまで報告のこと。
２．初期情報（速報）以外は、原則ファクシミリによる報告を行うこと。（送信表の添付は不要）なお、勤務時間内において、速報を本様式で行う場合は、右肩には「速報」と記入する。
３．報告物チェックリストの〇内数字は、優先順位を示しているのでこの順位により随時報告のこと。また、③迂回路図については、①位置図に記載可能な場合は提出不要。
４．第２報（速報を本様式で行った場合は第１報）以降については、修正・追加箇所等を〇で囲むこと。

大分空港道路事故防止対策情報連絡活動要領

（目的）

第１条　この要領は、豪雨、台風、積雪、凍結、火災その他緊急事態（以下「緊急事態」という。）により、大分県が管理する一般国道２１３号日出バイパス及び一般国道２１３号と一般県道糸原杵築線の大分空港道路（以下「大分空港道路」という。）において災害等の発生が予想される場合の事故防止対策及び災害が発生した場合の緊急措置、情報連絡等に関する事項を定め、有効、かつ、適切な運用を図り、もって道路交通の安全を期することを目的とする。

（緊急体制）

第２条　大分空港道路交通管理業務受注者（以下「受注者」という。）は、次のとおり別府土木事務所長の指示により緊急体制に入るものとする。ただし、別府土木事務所長の指示を受けるいとまのない場合は、直ちに緊急体制に入るものとする。

（１）大分空港道路該当市町村に気象台が、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報を発表した場合及び震度４以上を観測し発表した場合。

（２）その他過去における災害の発生状況等を勘案して、災害が発生するおそれがある場合。

（３）災害等が発生した場合及び車両通行止めの措置が行われ、別府土木事務所長が緊急体制をとる必要があると認めた場合。

（道路通行規制基準等）

第３条　受注者は、緊急事態において未然に事故を防止できるよう、道路及びその周辺の状況を勘案し、別府土木事務所、警察署、消防署、市町村等の関係機関に連絡することにより、別表１を基準とした道路の通行規制に係る措置をとるものとする。なお、別表１については、現在、基準を再検討中であるため、変更になる可能性がある。そのため、運用については監督員と協議を行うものとする。

（道路通行規制の実施）

第４条　受注者は、前条の措置を取るに当たっては、別府土木事務所長の指示及び管轄する警察署長の意見に基づいて、道路の規制に係る措置をとるものとする。

２　前項の規制に当たっては、道路情報板、道路情報表示装置をもって行うものとする。

３　第１項の規制のうち、通行止めについては、その期間、区間及び理由を表示するとともに、規制区間の前後にバリケード、電光掲示板、回転灯等の保安設備を設けることにより行うものとする。

４　第１項の規制のうち、夜間に係るものについては、規制内容を確認し得る照明装置、反射装置等を施すことにより行うものとする。

（道路通行規制の解除）

第５条　道路通行規制の解除は、受注者が規制区間における異常の有無を点検及び通行の安全を確認した後、別府土木事務所長及び管轄する警察署長と協議して速やかに道路通行規制の解除に係る措置を行うものとする。

（規制の実施又は解除の報告）

第６条　受注者は、第４条及び第５条により規制に係る措置又は解除に係る措置を行ったときは、遅滞なくその旨を別府土木事務所長に報告するものとする。

（現地における救援活動及び応急措置）

第７条　受注者は、交通事故、通行車両故障、道路破損、路上の交通障害物、火災事故等が生じたときは、別府土木事務所長の指示を受け、現地に急行し、被災者を救援及び必要な応急措置を講じるものとする。ただし、緊急を要するため、別府土木事務所長の指示を受けるいとまのない場合にあっては、受注者は直ちにこの措置を講ずるものとする。

２　受注者が行う現地における事故確認、救援活動及び応急措置の具体的な処理については、別表２により行うものとし、報告についてはメール等を活用することとする。

３　受注者は、前項の現地における事故確認、救援活動及び応急措置のため関係機関の応援を必要とするときは、別府土木事務所長の指示を受け、直ちに応援を要請するものとする。

（情報提供、応急措置、救援活動等の方法）

第８条　情報提供、応急措置、救援活動等の方法は、別表３の緊急連絡体制系統図に掲げるとおりとする。

２　別府土木事務所及び管理事務所と現地との連絡は、携帯電話等を活用して行うものとする。

３　規制のための道路情報板等の表示は、受託者が別府土木事務所長の指示を受けて行うことを原則とする。ただし、緊急を要するため指示を受けるいとまのない場合は、受注者は直ちに別府土木事務所に報告し、当該措置の確認を求めるものとする。

（巡回の強化）

第９条　受注者は、緊急事態により落石、倒木、土砂崩壊、交通事故等の発生が予想される場合には、特に危険な箇所についての巡回を強化するとともに、別府土木事務所と協議して関係機関等に対して情報提供についての協力を要請し、積極的に情報の収集を行い、関係機関等に対して情報を提供するものとする。

２　受注者は、巡回した職員に命じて巡回記録を適正に整備させるものとする。

（気象の観測及び気象情報の収集）

第10条　受注者は、管理事務所及び道路の適宜な箇所で気象の観測を行うとともに、気象台から気象情報の収集等を行うものする。

（防災機具の整備点検）

第11条　受注者は、災害の発生に備え、スコップ、ハンマー、常温合材、塩化カルシウム、砂等の器材を有効、かつ、迅速に活用できるよう巡回に使用する車両、管理事務所、道路の適宜な箇所に常備するものとする。

２　受注者は、定期的に防災器具の整備及び点検を行うものとする。

（委任）

第12条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別府土木事務所長が定めるものとする。

別表１　　【大分空港道路事故防止対策情報連絡活動要領】

道路通行規制基準表

種別		条件	規制方法 （道路情報板内容）
自然現象要因	降　雨	対象雨量計の連続雨量が８０ミリメートルまたは時間雨量が２０ミリメートルを越えた場合	『大分空港道　大雨 速度落せ』
		対象雨量計の連続雨量が２５０ミリメートルを越えた場合	『大分空港道　大雨 通行止』
		対象雨量計の連続雨量が２２０ミリメートル且つ時間雨量が４０ミリメートルを越えた場合	
	強　風	対象風速計の最大風速が秒速１５メートルを超えた場合	『大分空港道　強風（台風） 速度落せ』
		対象風速計の最大風速が秒速２０メートルを超えた場合	『大分空港道　強風（台風） 通行止』
	降　雪	降雪している場合	『大分空港道　降雪 速度落せ』
		降雪のためスリップすると判断した場合	『大分空港道　積雪　チェーン必要』
		積雪のため通行に危険と判断した場合	『大分空港道　積雪 通行止』
	路面凍結	路面凍結が予想される場合	『大分空港道　路面凍結 速度落せ』
		路面凍結で通行不能と判断した場合	『大分空港道　路面凍結 通行止』
	地　震	震度４（杵築市、国東市、日出町）発生	『大分空港道　地震 速度落せ』
		震度５弱以上（杵築市、国東市、日出町）発生	『大分空港道　地震 通行止』
	濃霧発生	視野200メートル以下で、通行に注意と判断した場合	『大分空港道　キリ 速度落せ』
		視野50メートル以下で、通行に危険と判断した場合	『大分空港道　キリ 通行止』
	土砂の崩落	落石の危険があり、通行に警戒を要する場合	『（○○－○○区間or○○方面）落石注意』
		崩土が道路に堆積しているが、減速通行が可能な場合	『（○○－○○区間or○○方面）災害 速度落せ』
		崩土が道路に堆積しているが、片側通行が可能な場合	『（○○－○○区間or○○方面）災害 交互通行』
		崩土が道路に堆積又は落下中で、通行が危険な場合	『（○○－○○区間or○○方面）災害 通行止』
	道路の破損及び決壊	道路が破損又は決壊しているが、減速通行が可能な場合	『（○○－○○区間or○○方面）災害 速度落せ』
		道路が破損又は決壊しているが、片側通行が可能な場合	『（○○－○○区間or○○方面）災害 交互通行』
		道路が破損又は決壊したため、通行が危険な場合	『（○○－○○区間or○○方面）災害 通行止』
人為要因	道路障害物の存在	道路上に障害物を発見し、通行に警戒を要する場合	『（○○－○○区間or○○方面）落下物 速度落せ』
	火災の発見	道路上又は道路沿線で火災発生を発見し、通行が危険な場合	『（○○－○○区間or○○方面）火災 通行止』
	工事・作業	工事・作業等で制限が必要な場合	『（○○－○○区間or○○方面）作業中　速度落せ』
		工事・作業等で通行止めが必要な場合	『（○○－○○区間or○○方面）作業中 通行止』
	事故・故障	事故（故障）が発生したが、高速道路交通警察隊から通行可能の指示があった場合	『大分空港道or○○－○○区間or○○方面　事故（故障車）　速度落せ』
		事故（故障）が発生し、高速道路交通警察隊から通行不能の指示があった場合	『大分空港道or○○－○○区間or○○方面　事故（故障車）　通行止』

１　通行制限及び通行止めの規制は、災害時等はもちろん、道路及びその周辺の状況によっては、この基準に達しない場合においても実施できるものとする。

２　通行注意の規制は、次に掲げる事項に該当する場合、この基準に達しない場合においても実施できるものとする。

(1)　大雨警報が発令され、降雨が継続している場合

(2)　通行止めの規制解除後においても、通行注意の規制を継続する必要がある場合

３　交通事故、通行車両故障、交通渋滞、交通混雑等によって道路通行の危険を防止する必要があると認められる場合には、直ちに管轄する警察署長に通報するものとし、状況に応じて現地における警察署、消防署等の救急業務に協力するものとする。

別表２

現地における事故確認、救助活動及び応急措置の基準

１　交通事故の場合

現場確認事項		現場措置事項
発生時間・場所	令和　年　月　日　時　分 有料道路　kmの地点	1 警察署が行う交通規制及び交通整理に協力し、交通の安全を図ること。 2 負傷者を救助するとともに、その他の者を路肩、その他安全な場所に誘導する等消防署が行う救急活動に協力すること。 3 事故車が自力走行できない場合は、当該事故車を原則として最寄りの広場に誘導し、路上散乱物を路肩その他安全な場所に除去すること。 4 トンネル内の事故で交通の危険がある認められる場合は、非常警報を発し、トンネル内の通行を禁止すること。 5 道路及び道路附属物の損壊又は損傷の有無及びその程度を調査し、加害者を確認すること。
死傷者数	死者　人　重傷　人 軽傷　人　やけど　人 その他　人	
事故の状態	転倒・転落・衝突・追突・停車 その他（　）	
事故の原因	速度・濃霧・スリップ・運転ミス 道路欠陥・落石・崩土 その他（　）	
損傷状況 事故車両数	大破　台　中破　台　小破　台	
道路附属物の崩壊状況	舗装面　㎡ ガードレール　m 標識　箇　側溝　m 照明器具・車高計・ジェットファン その他（　）	
現場付近の交通状況	異常なし・片側通行・徐行 通行不能（　時間） 通行不能（　日）	
故障箇所	エンジン部・車輪部・車台部 その他（　）	
危険物積載の有無	有　無	
故障車の登録番号		

	要請事項	要請基準	要請者	関係行政機関
救援活動	救急車	入院治療が必要な場合	受注者等	消防署 警察署 市町村 その他 （　） （　） （　）
	レッカー車	交通の障害に車両を移動する必要がある場合	〃	
	修理業者	〃	〃	
	エンジンカッター	車内に人が閉じ込められている場合	〃	
	ヘリコプター	必要に応じて	〃	
	自衛隊	県が要請	〃	

（注）
１．大破とは、修繕にばく大な費用を要し、廃車に近い程度のもの
２．中破とは、修繕すれば、一般普通の車と変わらない程度のもの
３．小破とは、エンジン、車台に異常がなく、車体の簡単な修理が必要な程度のもの
４．受注者がそれぞれの措置をとるときは、別府土木事務所長の指示を受けることを原則とする。

2　通行車両故障の場合

現場確認事項		現場措置事項
発生日時・場所	令和　年　月　日　時　分 有料道路　kmの地点	1 警察署が行う交通規制及び交通整理に協力し、交通の安全を図ること。 2 道路上に駐車又は停車している場合は、路肩その他安全な場所に移動し、トンネル内に駐車又は停車している場合は、トンネル外の路肩その他安全な場所に移動すること。
故障車の登録番号		
故障箇所	エンジン部・車輪部・車台部 その他（　　）	
事故の原因	速度・濃霧・スリップ・運転ミス 道路欠陥・落石・崩土 その他（　　） （　　）	

要請事項	要請基準	要請者	関係行政機関
レッカー車	交通の障害に車両を移動する必要がある場合	受注者等	消防署 警察署 その他 （　　） （　　）
修理業者	〃	〃	

3　道路及び道路附属物の損傷又は損壊の場合

現場確認事項			現場措置事項
発生日時・場所	令和　年　月　日　時　分 有料道路　kmの地点		
道路の損傷及び損壊	路面舗装亀裂	長　m 高　m 幅　m	
	路面舗装陥没	長　m 高　m 幅　m	
	路肩及び法面の崩壊	長　m 高　m 幅　m	
	擁壁崩壊	長　m 高　m 幅　m	
	側溝のいっ水	長　m 高　m 幅　m	
	流末処理被害	長　m 高　m 幅　m	
	橋梁被害	傾斜 橋脚沈下 亀裂	
	その他		
道路附属物損傷及び損壊	ガードレール　m 標識類折損 反射鏡破損 情報板破損 情報表示装置　損傷 傾斜 開閉器具 車高計、ブース、レシート発行機、ジェットファン、その他		

	要請事項	要請基準	要請者	関係行政機関
復旧活動	道路復旧業者	道路災害における応急復旧のため、応援を必要とする場合	受注者等	土木事務所 市町村 警察署 その他 (　　) (　　) (　　)

4　路上に交通障害を及ぼす物が存在する場合

現場確認事項		現場措置事項
発生時間・場所	令和　年　月　日　時　分 有料道路　kmの地点	1　交通規制又は警戒表示を行い、警察官が行う交通整理に協力して交通の安全を図ること。 2　障害物を除去するため、職員等を動員するとともに重機等を活用し、速やかに復旧を図ること。 3　車両が違法駐車又は違法停車している場合には、当該車両運転者に対して移動を促すとともに、警察に通報すること。
障害物件の種類	落石、崩土、倒木、故障車、積載物散乱 その他（　　）	
違法駐車	バス貨物自動車、工事用車両、小型車	

復旧活動	要請事項	要請基準	要請者	関係行政機関
	道路復旧業者	道路障害物を除去するため、応援を必要とする場合	受注者等	警察署 その他 （　　） （　　）

5　火災の場合

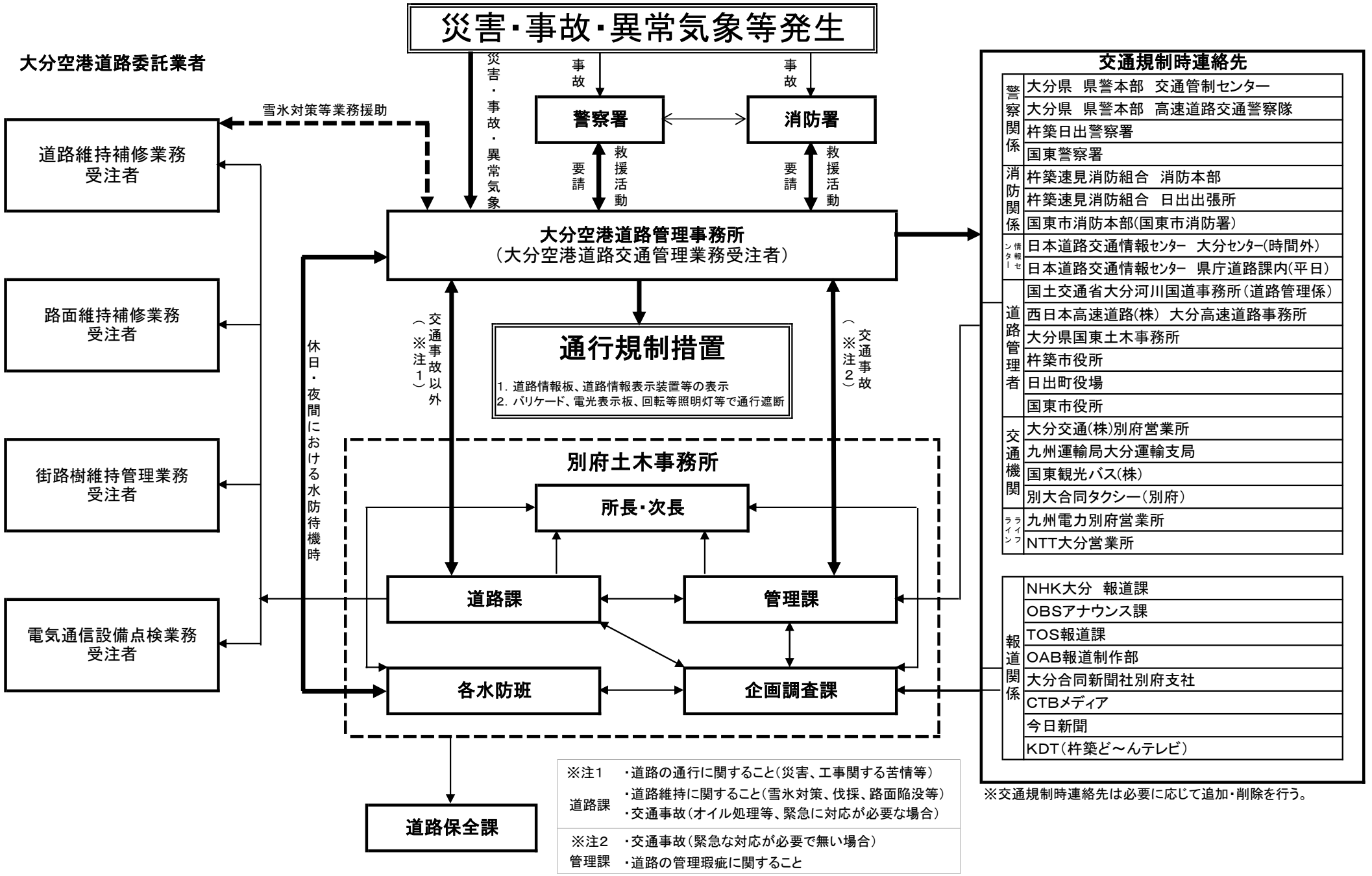
現場確認事項		現場措置事項
発生時間・場所	令和　年　月　日　時　分 有料道路　kmの地点	1　警察署が行う交通規制及び交通整理に協力し、交通の安全を図ること。 2　負傷者を救助するとともに、その他の者を路肩、その他安全な場所に誘導する等消防署が行う救急活動に協力すること。 3　携行の消火器等で消火作業を行うほか、消防が行う消火活動に協力すること。
死傷者数	死者　人　重傷　人 軽傷　人　やけど　人 その他　人	
火災の種類	車両火災・建物火災・沿道火災・法面火災 その他（　）	
車両火災の状況	エンジン部火災・車内火災・車体火災 バス・貨物自動車・工事用車両・小型車 その他（　）	
車両火災の原因	エンジン加熱・煙草火・漏電・落雷・燃料発火 その他（　）	
損傷状況 火災車両数	大破　台　中破　台　小破　台	
火災による道路附属物の崩壊状況	舗装面　㎡ ガードレール　m 標識　箇　側溝　m 照明器具・車高計・ジェットファン その他（　）	
現場付近の交通状況	異常なし・片側通行・徐行 通行不能（　時間） 通行不能（　日）	
火災車両の危険物積載	品名（　）	
危険物積載の有無	有　無	
故障車の登録番号		

	要請事項	要請基準	要請者	関係行政機関
救援活動	救急車	入院治療が必要な場合	受注者等	消防署
	消防自動車	消化の必要を認める場合	〃	警察署
	レッカー車	交通の障害に車両を移動する必要がある場合	〃	市町村 その他
	エンジンカッター	車内に人が閉じ込められている場合	〃（消防署に依頼）	（　）
	消火器	緊急消火に必要な場合	〃（管理事務所分車両積載分を急送する。）	（　）
	応援			

別表3

大分空港道路緊急連絡体制系統図

※担当者、電話番号及びFAX番号を記載した詳細な緊急連絡体制系統図は別途作成する。



交通規制時連絡先

警察関係	大分県　県警本部　交通管制センター
	大分県　県警本部　高速道路交通警察隊
	杵築日出警察署
	国東警察署
消防関係	杵築速見消防組合　消防本部
	杵築速見消防組合　日出出張所
	国東市消防本部(国東市消防署)
情報センター	日本道路交通情報センター　大分センター(時間外)
	日本道路交通情報センター　県庁道路課内(平日)
道路管理者	国土交通省大分河川国道事務所（道路管理係）
	西日本高速道路(株)　大分高速道路事務所
	大分県国東土木事務所
	杵築市役所
	日出町役場
	国東市役所
交通機関	大分交通(株)別府営業所
	九州運輸局大分運輸支局
	国東観光バス(株)
	別大合同タクシー（別府）
ライフライン	九州電力別府営業所
	NTT大分営業所

報道関係	NHK大分　報道課
	OBSアナウンス課
	TOS報道課
	OAB報道制作部
	大分合同新聞社別府支社
	CTBメディア
	今日新聞
	KDT（杵築ど～んテレビ）

※交通規制時連絡先は必要に応じて追加・削除を行う。

積 算 条 件 説 明 書

【単価関係】
本設計書の単価適用日は令和8年10月15日としている。なお土木工事積算単価は大分県H.Pで公表している。（http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tanka.html）

【諸経費】
本業務における諸経費率については下記のとおりである。
・共通仮設費 10%
・現場管理費 10%
・一般管理費 8%

工事数量総括表

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
道路維持工事02	1	式				
道路巡回工	1	式				
道路巡回	1	式				
空港道路巡回業務	365	日				
車両維持費	1	式				
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				

大分県

工事数量総括表

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

大分県

見　積　参　考　資　料

総　括　情　報　表

事務所名	別府土木事務所
設計書番号	
設計書名	実施設計書
変更回数	当初
諸経費区分・適用年	公共　令和08年07月15日
工種区分	道路維持工事
単価適用年月日	令和08年10月15日付
単価地区	杵　　築
機損適用年月日	令和08年07月公共機械損料
歩掛適用年月日	令和08年07月15日公共

諸　経　費　設　定　情　報

名　　称	値
【 週休2日補正 】	補正なし
＜公共工事＞	
【工区名称：道路維持工事02】	
［工種］	道路維持工事
［主要項目］	
施工地域	補正無し
前払金支出割合区分	３５％を超え４０％以下(1.00)
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない　　(0.00%)
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
［共通仮設費］	
率指定	する
［現場環境改善費］	
現場環境改善費計上区分	計上しない
［現場管理費］	
率指定	する
［一般管理費等］	
率指定	する
［工期延長等に伴う増加費用］	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
［消費税］	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない

大分県

総　　括　　表

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
道路維持工事02	1	式				
合計						

大分県

本工事費内訳書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
道路維持工事02	1	式				
道路巡回工	1	式				
道路巡回	1	式				
空港道路巡回業務		日			第　1 号	
車両維持費	1	式			第　5 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				

大分県

本工事費内訳書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

大分県

【 第　1 号 単価表 】

空港道路巡回業務　　1　　日 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
所長 勤務時間　8時～17時(1時間休憩)		人				
パトロール班 勤務時間　6時～14時(1時間休憩)	1	班			第　2 号	
パトロール員 勤務時間　14時～22時(1時間休憩)	1	班			第　3 号	
パトロール班 勤務時間　22時～6時(1時間休憩)	1	班			第　4 号	
夜間連絡員 勤務時間　17時～8時(2時間休憩)		人				
計						
単位当たり						

大分県

【 第　2 号 単価表 】

パトロール班 勤務時間　6時～14時(1時間休憩)　　1　　班 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
パトロール員（軽作業員） 6時～14時（休憩1時間）		人				
計						
単位当たり						

大分県

【 第　3 号 単価表 】

パトロール員　勤務時間　14時～22時(1時間休憩)　　1　　班 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
パトロール員（軽作業員） 14時～22時（休憩1時間）		人				
計						
単位当たり						

大分県

【 第　4 号 単価表 】

パトロール班　勤務時間　22時～6時(1時間休憩)　　1　　班 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
パトロール員（軽作業員） 22時～6時（休憩1時間）		人				
計						
単位当たり						

大分県

【 第　5 号 単価表 】

車両維持費　　1　　式 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
ガソリン ﾚｷﾞｭﾗｰ(ｽﾀﾝﾄﾞ渡し)		1			定:1	
ロス率		%			参:1	
計						
単位当たり						

大分県

数　量　総　括　表

杵築市

ﾚﾍﾞﾙ1	ﾚﾍﾞﾙ2	ﾚﾍﾞﾙ3	ﾚﾍﾞﾙ4	規格・寸法	単位	当初数量	変更数量	積算数量		備考
								当初	変更	
道路維持工事					式	1		1		
	道路巡回工				式	1		1		
		道路巡回			式	1		1		
			空港道路巡回業務		日	365		365		
			車両維持費		式	1		1		


位置図
大分県別府土木事務所管内図
大分県行政図
大分空港道路・日出バイパス
山香町
日出町
杵築市
別府市
別府湾
1：150,000
凡例
一般国道
主要地方道
一般県道
高規格道路（管内）
高規格道路（管外）
河川